

平成 29 年 第 9 回定例会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 29 年 9 月 19 日 開会

平成 29 年 9 月 19 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成29年 第9回定例会
岩見沢市教育委員会会議録
(平成29年9月19日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第13号 教育長の一般経過報告について
- 2 議案第39号 平成29年度岩見沢市教育振興表彰について
- 3 議案第40号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱について
- 4 議案第41号 岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱について
- 5 議案第42号 岩見沢市保育所等の利用調整に関する要綱の廃止について
- 6 議案第43号 岩見沢市保育所等の利用調整に関する要綱の設定について
- 4 協議 10 平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	渡 邊 律 子
委 員	杉 野 幹 夫

教 育 部 長	山 下 修
子育て支援推進担当次長	鈴 木 栄 基
学 校 教 育 課 長	加 藤 信 浩
指 導 室 長	松 本 伸 彦
学 校 給 食 課 長	合 川 和 幸
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	相 河 学
教 育 施 設 課 長	清 水 誠 志
子 ど も 課 長	所 美 穂 子
図 書 館 長	杉 原 理 美
緑陵高等学校事務長	川 原 卓 也
事務局学校教育課総務係長	石 川 貴 規

午後 2 時 0 0 分 開会

○三角教育長 ただ今から、平成 29 年第 9 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、秋山委員さんをお願いをいたします。

はじめに、日程番号 1、報告第 13 号 教育長の一般経過報告について 私から説明いたします。

8 月 2 日から記載されております。

8 月 2 日、教育委員協議会ということで、ここについては、緑陵高校の間口削減についての市長判断についてご説明申し上げ、了承をいただいたところでございます。

それを受けて、3 日、総務常任委員会、また高校適正配置連絡会議に、市長から説明があり、それから、総務常任委員会でも、私のほうから報告したところでございます。その後すぐ、午後から、飯川副市長とともに、新しい高校づくり推進室に、配置にかかわって武田室長と協議をしたところでございます。

4 日及び 6 日、北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の二次面接に、面接員として出席しております。

7 日、岩見沢市校長会・教頭会等合同研修会、ここには主幹教諭も加わって懇談会も行っております。ここでは、小山局長が講師として招かれています。

17 日、定例校長会議の後、第 5 回学校経営塾に出席し、道教育庁の学校教育局指導担当の岸局長を講師として招聘しています。

18 日、岩見沢市戦没者追悼式に各委員さんとともに出席しております。

21 日、第 4 回ミドルリーダー養成塾に出席し、道立教育研究所の中澤企画・研修部長を講師として招聘しております。

22 日、北海道都市教育委員会連絡協議会定期総会出席のため、各委員さんとともに稚内市へ赴きました。なお、次年度は岩見沢市開催となります。

9 月 2 日、第 30 回ウォーキングマラソン大会に出席しております。

4 日から市議会第 3 回定例会が開会しております。この中で一般質問が 9 人の議員さんから、委員会関係は後ほど説明があるかと思いますが、図書館運営に関する質問が出されております。

同日夜、学校給食保護者説明会として、今回の米飯停止にかかわって、保護者向けの経過と対応についての説明のため、中学校 5 ブロックに出向いております。4 日、5 日、6 日、そして 12 日、13 日と行っております。

以上、私からの一般経過報告については終了したいと思いますが、委員の皆様からご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「特にありません」という声あり)

○三角教育長 では、ご意見ご質問等がなければ、本報告については終了いたします。

続きまして、議案に対する提案理由について説明を求めます。

○山下教育部長 議案第 39 号 平成 29 年度岩見沢市教育振興表彰について。

平成29年度教育振興表彰の被表彰者の選定について、ご審議を願うものであります。

議案第40号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱について。

平成29年10月15日をもって現委員の2年間の任期が満了となることから、次期委員の委嘱について、ご審議を願うものであります。

議案第41号 岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱について。

平成29年10月19日をもって現委員の2年間の任期が満了となることから、次期委員の委嘱について、ご審議を願うものであります。

議案第42号 岩見沢市保育所等の利用調整に関する要綱の廃止について及び議案第43号 岩見沢市保育所等の利用調整に関する要綱の設定について。

保育所等への入所希望者に係る利用調整を行うため必要な規定の整備を行おうとするものであります。なお、広く市民周知すべき内容であることから、告示によるべきと考え、現行の訓令を廃止し、必要な規定の整備を行った上で改めて告示するものであります。

以上であります。

○三角教育長 それでは、日程番号2、議案第39号 平成29年度岩見沢市教育振興表彰について を審議いたします。説明をお願いします。

○加藤学校教育課長 それでは、議案第39号 平成29年度岩見沢市教育振興表彰について、ご説明を申し上げます。

去る8月24日、教育長を選考委員長とする選考委員会を開催いたしまして、上程しました4名の方々を選考いたしました。つきましては、各被表彰候補者につきまして、別紙推薦書によりご説明をいたしたいと思っております。

なお、担当課長から順次説明員を交代してご説明をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○所子ども課長 それでは、私からは、団体育成功労として子ども課より推薦いたしました、特定非営利活動法人栗沢保育会 小友寛光氏についてご説明をいたします。

小友氏は、昭和41年9月から平成29年3月までの長きにわたり、栗沢町南本町地区に唯一の保育所でありました認可外保育施設、栗沢保育園の園長を務めていらっしゃいました。この間、運営主体を、評議員会、また運営委員会として、平成28年1月にはNPO法人として、体制を整えてこられ、その間、季節保育所から通年保育所への移行、3歳未満児の保育の実施、3歳児以上の幼児教育の充実、長時間保育の実施と、保護者のニーズに応えながら、安定的な保育の提供に努めてこられました。

平成29年4月の栗沢認定こども園の設立に向けては、それまでの経験を活かし、保育計画の策定にも積極的にご協力いただきました。平成29年4月からは、岩見沢市立栗沢認定こども園の指定管理者として、特色あるこども園運営を担っている功績は誠に大であり、表彰基準第2条第2号に基づき推薦するものでございます。

以上です。

○相河生涯学習・文化・スポーツ振興課長 つきまして、私からは、生涯学習・文化・ス

ポーツ振興課より推薦いたしました、3名の方の説明をさせていただきます。

1人目は、文化功労として、若柳流おどり座会所属の菅原由美子氏でございます。

菅原氏は、日本舞踊若柳流に幼少期に入門、昭和31年に宗家より名取、師範を拝受され、若き指導者として活動し、古典物、長唄、常磐津などの伝統文化を後世に伝えるため、後継者の育成に努められております。

昭和48年に三笠市、平成3年には岩見沢市内にて、踊りの会を開設、現在は自宅などを指導の場とし、地域における日本舞踊の普及発展にご尽力されるとともに、市民の文化祭や彩花まつりなどの行事には積極的に参加してイベントを盛り上げるなど、ご活躍されております。

また、町内会の敬老会をはじめ、清和荘や介護保険施設などで日本舞踊を披露するなど、奉仕活動にも積極的に取り組まれ、地域の方や入所者から大変喜ばれているとともに、学校教育の分野では、北真小学校で指導授業を行うなど、子どもたちへの伝統文化の伝承に努められております。

さらに、平成15年からは岩見沢文化連盟理事として、市民の文化祭をはじめ各文化事業の推進にご尽力され、連盟の発展にもご貢献されております。

次に、2人目は、体育功労として、岩見沢市パークゴルフ協会所属の川崎善弘氏でございます。

川崎氏は、平成8年の設立当初から岩見沢市パークゴルフ協会に入会し、長年にわたりパークゴルフに親しまれ、自身の技術向上に励まれており、平成15年に日本パークゴルフ協会認定アドバイザー、平成18年には同認定指導員の資格を取得され、指導者研修や実技研修をはじめ、パークゴルフ愛好者を対象とした初心者教室において、指導者としてその技術指導に熱心に取り組まれ、会員等の育成に努められております。

また、平成18年から岩見沢市パークゴルフ協会理事長、平成19年からは同協会副会長を歴任され、協会運営の中心的役割を担いながら、競技人口の拡大と会の発展にご尽力されております。

さらに、地域では、ふじ町内会長をはじめ、町連及び市老連の役員を務められ、各団体が主催するパークゴルフ大会の企画運営に中心となって携わるなど、会員相互の親睦や地域におけるパークゴルフの普及振興にご貢献されております。

3人目は、同じく体育功労として、岩見沢山岳連盟所属の田中清子氏でございます。

田中氏は、若い頃より登山に親しまれ、平成10年より市内の山岳愛好団体である岩見沢こぶし山岳会副会長、平成12年からは山岳団体で構成する岩見沢山岳連盟理事長を務められ、地域における登山愛好者人口の拡大と登山の普及発展にご尽力されております。

毎年、軽登山教室、市民登山大会、冬山登山体験学習などの実施に当たり、中心となって企画運営に携わり、安心・安全な登山の啓蒙、指導に努められるとともに、自身も富士登山に4回登頂するなど、高所登山の体験や全国大会等にも積極的に参加され、登山技術の向上に励まれております。

また、平成12年からは北海道山岳連盟常任理事として全日本登山大会北海道大会の開催にご尽力されるなど、岩見沢市のみならず北海道全体の登山の普及発展にご貢献されているとともに、平成15年からは自然保護指導員として、登山活動を通じた自然保護の啓蒙、指導にも積極的に取り組まれております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第39号についての説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

○杉野委員 よろしいのではないかと思います。

○三角教育長 では、これで了承ということではよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案第39号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程番号3、議案第40号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱についてを審議いたします。説明をお願いいたします。

○相河生涯学習・文化・スポーツ振興課長 議案第40号 岩見沢市文化財保護委員会委員の委嘱について、ご説明をいたします。

10月15日で任期満了となります委員の委嘱に当たり、7月定例会にて選出方法についてご協議いただいたところですが、2枚目の委員名簿案のとおり10名を選出いたしました。

まず、郷土史や歴史、文化などの分野に考慮いたしながら、知識経験者として、尾崎和男氏、土谷聖一氏、中島孝子氏、久保進氏、村田文江氏、谷本晃久氏、近藤寛氏、そして、建造物の専門として、建築家の青山哲夫氏の8名を継続しての選出といたしました。

公募による2名枠につきましては、3名の方から応募があり、選考委員会での審査の結果、上限の2名を選出しております。9番の平瀬春吉氏は、ほっかいどう学を学ぶ会の会員として、歴史探訪等の活動をされている方で、10番の星野武治氏は、特に専門分野はございませんが、文化財に深い関心をお持ちで、市民目線で保護や活用に対する提案をいただいている方であり、お二人とも再度の応募による継続の選出となっております。

なお、7月定例会にて武蔵委員から、できるだけ若い方の選出をというご意見がございましたが、委嘱案では皆継続としております。これにつきましては、現在、保護委員会の中で、昨年度から来年度にかけて新たな指定文化財候補の調査を実施しているところであり、できるだけ同じ委員による継続的な協議を行いたいということから、公募委員以外につきましては、継続を基本に選定をさせていただきました。

また、渡邊委員からは、谷本氏と岩見沢市との関係についてご質問がありましたが、後日確認をしたところ、谷本氏は平成15年からの委嘱で、当時は教育大学岩見沢校の歴史

地域文化学専攻の知識経験者として選出をしており、北海道大学に転勤した後も引き続き委員をお願いしているものでございます。

以上、継続委員10名を選出いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第40号についての説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第40号につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは、日程番号4、議案第41号 岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○相河生涯学習・文化・スポーツ振興課長 議案第41号 岩見沢市民会館運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

10月19日で任期満了となります委員の委嘱に当たり、7月定例会にて選出方法についてご協議いただいたところですが、2枚目の委員名簿案のとおり14名を選出いたしました。

はじめに、社会教育関係者として、社会教育委員の高岡いづみ氏と佐藤恭二氏の2名、学校教育関係者として、校長会から南小学校長の砂川昌之氏、学識経験者として、教育大学岩見沢校教授の水田香氏と三橋純予氏の2名、地域文化団体からは、岩見沢文化連盟の黒滝賢榮氏と栗沢町文化協会の大高正雄氏の2名、市民会館利用団体からは、岩見沢民謡連合会の内田克雄氏と裏千家淡交会岩見沢支部の佐藤展子氏、岩見沢短歌会の佐藤和子氏、コールアイリスの谷山文子氏、岩見沢市和太鼓連絡協議会の高橋勝徳氏の5名を選出いたしました。

公募によります2名枠につきましては、3名の方から応募があり、選考委員会での審査の結果、上限の2名を選出しております。13番の吉田多佳子氏は、市民大学実行委員会の委員やFMはまなす市民制作番組のパーソナリティをされている方であり、14番の松田和男氏は、岩見沢混声合唱団の団長をされている方でございます。

以上、新任委員5名、継続委員9名を選出いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案41号についての説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさ

せていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第41号につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは、日程番号5、議案第42号 岩見沢市保育所等の利用調整に関する要綱の廃止について 及び日程番号6、議案第43号 岩見沢市保育所等の利用調整に関する要綱の設定について につきまして、関連がございますので一括して審議いたします。説明をお願いいたします。

○所子ども課長 それでは、議案第42号及び議案第43号について、ご説明をいたします。保育所の利用調整に係る規定の整備に係るものでございます。

これまで、保育所の利用調整については、ひとり親世帯であること、生活保護世帯で就労により自立が見込める世帯であることなど、優先すべき項目のみを定め、新規入所受け付けに当たり、入所枠を超える希望があった場合、優先項目に該当しているかどうかを勘案して決定するための事務処理上の内部規定である訓令で定めておりました。

しかし、保育所の新規入所申し込みの増加もあり、利用者に納得していただける客観的な判断基準を定め、保育所入所事務の透明化を図ることが必要であると考え、基準の点数化を導入し、必要な規定の整備を行うことといたしました。

なお、今回の規定の整備に当たっては、内部規定の訓令ではなく告示で定めるべきと考え、先の訓令を廃止し、新たに告示することといたしました。

調整方法について、議案第43号からご説明いたします。別表第1をごらんください。

はじめに、別表第1の基本分基準表により、世帯ごとの保育の必要な事由により点数をつけていきます。複数の事由に該当する場合は、点数の高いほうを採用します。例えば、介護・看護をしつつ求職活動をしている場合は、2番の求職活動50点ではなく、5番の介護・看護の80点を基本とします。加点方式ではなく、この基準表の中の最も高い点数を採用するということです。

夫婦がともに150時間以上働いている場合、それぞれ100点で、基本点が200点となります。ひとり親家庭の場合、同じ労働時間でも基本点は1人分の100点となり、共働きとの間で差が生じてしまいますが、そうした場合の調整は、次のページ、別表第2の調整分基準表をもとに行います。

調整分基準表では、ひとり親世帯が1番の世帯類型120点となりますので、共働きとひとり親で、互いにほかの調整項目がない場合は、共働きが200点、ひとり親が220点で、ひとり親世帯の優先度のほうが高くなります。

別表第2の調整分基準表は、加点方式ですので、例えば、ひとり親世帯で保護者が保育士で市内の保育所において150時間以上勤務する場合は、1番のひとり親世帯120点と4番の月労働時間150時間以上70点を加算して、調整分が190点となります。

表の7番、保護者が保育料を滞納している世帯の減点についてですが、文中の納付の督促に対して誠意ある対応とは、納付相談のことを指します。滞納があっても、納付相談を

して、計画的に分割納付している場合は減点されません。この項目については、ペナルティーを科すことが目的ではなく、納付相談につなげるための説得材料という位置づけとしております。

別表第1及び別表第2により審査で同点となった希望者が入所枠を超えた場合は、別表第3により優先順位を判断します。こちらは点数をつけておりませんが、どの順位で優先すべきか1位から5位まで定めております。

施行日は平成30年4月1日ですので、平成30年4月入所の新規申し込みからこの方式を採用いたします。平成30年4月の入所申し込みは平成29年11月からであり、調整は施行日前になるため、準備行為の規定を定めております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案42号及び議案43号についての説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 より透明性が高まるということだと思いますが、現状として、調整しなければならないような状態は毎年発生しているのでしょうか。

○所子ども課長 そうですね。4月1日時点で、個人的な理由により入所できない、例えば、Aという保育所には空きがあるのだが、B保育所に入りたいからといって待機するという潜在待機が10名から20名おりますので、その方が第1希望、第2希望、第3希望の中で調整するという必要は、かなりの確率で生じてきますので、こちらの方式を採用した場合に、なぜこの人が入れて私は入れないのかわかりやすく説明ができると思います。

○武蔵委員 わかりました。

○三角教育長 ほかにございますか。

○渡邊委員 別表第2 調整分基準表の中の保護者が保育料を滞納している世帯について、どのくらい該当がありますか。

○所子ども課長 そうですね。今、手元に資料がないため、何世帯というのは申し上げられないのですが、既に卒園してしまった方も中にはいらっしゃいます。卒園してしまった方とのご連絡はなかなかつきにくいのですが、そういった方でも次のお子さんの申し込みをしていくことがありますので、そういったときには、この規定によって、その納付相談につなげたいという気持ちがございます。毎年、残念ながら一定程度の滞納というのは生じますので、できるだけ納付相談していただいて、計画的に納めていただくように説得していきたいと思っています。

○三角教育長 ほかにございますか。

○杉野委員 このような取り組みをされているほかの自治体は、どれくらいありますか。また、先行的に取り組みをしている自治体があって、点数化による弊害等があれば教えていただきたいと思います。

○所子ども課長 北海道内で先行して取り組んでいるところは、やはり待機児童が出ている札幌市や旭川市は、かなり早い時期から点数化に取り組んでいました。待機児童、潜在

待機児童ともに発生しない自治体では、点数化までしているというところは少ないのですが、点数化による弊害というよりは、点数化していないことの弊害のほうが大きいように聞いておりますので、点数化することによって透明化をし、利用者の方に納得していただくということが可能になると考えております。

○杉野委員 わかりました。

○三角教育長 ほかにございますか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第42号及び議案第43号につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは、日程番号7、協議10 平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について 審議いたします。

説明をお願いいたします。

○松本指導室長 協議10 平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について、ご説明をいたします。

資料にございますように、北海道教育委員会から、平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について照会が参りました。

これは同調査において、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名また学校名を明らかにした公表を行うことができることから、北海道教育委員会は、11月に公表予定の北海道版結果報告書に市町村の結果を公表するため、岩見沢市教育委員会に対しても、結果公表について同意を求めてきたものであります。

なお、「学校別の結果については明らかにする考えはない」とのことです。

結果公表の同意について、ご協議のほどお願いいたします。

○三角教育長 それでは、ただ今、協議10についての説明がございました。委員の皆様からご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

○秋山委員 各学校名を明らかにせず、市全体としてであれば、従来どおり公表について同意してもいいのではないかと思います。

○三角教育長 市全体の学力ということで。

○秋山委員 そうですね。

○三角教育長 ほかにご質問等はございますか。

○杉野委員 このような形の公表というのは、3～4年経ちますか。

○松本指導室長 岩見沢市は、4年くらいになります。

○杉野委員 道教委として、あるいは市教委として、こういう形での公表がなされてきて、検証というのですか、成果や課題について検証されていますか。

○松本指導室長 公表に対しての検証ということですね。

○杉野委員 そうです。

○松本指導室長 道教委としては、市町村別の結果を公表することで、道教委としての、よりわかりやすい公表に努めるということ、それに対して岩見沢市も同意をしてきたということでありますが、岩見沢市としては、ここに岩見沢市の結果の公表をすることとともに、岩見沢市独自で結果活用委員会を開催しながら、各学校のこの調査結果に基づく教育活動、学習指導の改善に取り組んできたところであります。

道教委への公表についての同意が、岩見沢市の学習指導の改善に直接結びついているかどうかという検証は行っておりません。

○杉野委員 わかりました。

○武蔵委員 今のことと関連がありますが、何のために公表するのかというところで、よりよい教育環境をつくっていくということが必要だと思います。以前にも道教委に対してはそういう支援を要望しながら、結果を公表しますということだったと思います。全ては岩見沢市の子どもたちのためにプラスになるように、同意すべきだと思います。

○三角教育長 ほかにご質問ご意見ございますか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定をさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 続きまして、その他に移ります。委員の皆さんから何かございますか。

○杉野委員 ちょっと的外れな質問になると思うのですが、北朝鮮のミサイル発射にかかわって、2回ほど北海道の上空を飛行しておりますが、子どもたちの安全がとても心配に思っています。

今後も飛行が予想されますので、道教委では、何か新しく指針をつくるという報道がされていたと思いますが、今現在、子どもたちの安全確保にかかわって、市教委として、あるいは学校として、どのような取り組みをされているのか。また、今後どのように考えているのか教えていただきたいと思います。

○三角教育長 道の指針の通知については遅かったため、教育委員会独自としても対応していることがありますので、説明します。指導室長、説明をお願いします。

○松本指導室長 わかりました。

教育委員会として、9月1日付で各学校に対し、児童・生徒のミサイルの発射に伴う安全確保、安全について通知をしております。

国から示されているミサイル発射に対する安全確保の資料を添付しまして、基本的に国から示されている内容に基づいて、室内に逃げるとか、飛来物があった場合には絶対に近づいたりさわったりしてはいけないとか、そういうことを具体的に指導しております。

また、家庭から、1回目のJアラートが鳴ったときに、学校に行かせてもいいのかどう

かという確認の連絡が何件かありました。その点につきましても、学校から各家庭に対し、登校前にJアラートが鳴った場合、家庭で安全を確認して、確認できない場合は、家庭の責任において家から出さない、登校させない。そして、どこか遠くに着弾しましたと安全が確認された段階で、家庭の責任において登校させること。在校中にJアラートが鳴った場合、学校側で安全確認ができるまでは下校させないこと。そのように通知をしたところでもあります。以上です。

○三角教育長 スクールバスのことについても説明をお願いします。

○松本指導室長 9月1日付で、局を通じて道教委から事務連絡がありました。

その中で、スクールバスの運行について、走行中にJアラートが鳴った場合、道教委の通知では、スクールバスはとめて、乗車していた児童・生徒は頑丈な建物の中に避難するという事になっていましたが、岩見沢市の状況を判断した際、スクールバスがとまって、その後、停留所に、携帯も持っていない、周りから情報を得る状況ではない子どもたちが停留所でバスを待っていることを考えますと、速やかに学校まで児童・生徒を乗せて、学校の建物の中に避難をするほうが岩見沢市の実情に合っているだろうという判断をして、その旨各学校には、校長会を通じて通知をしたところでもあります。以上です。

○三角教育長 指針にもよりますが、今現在そういう対応をしているということでご承知おきください。

ほかにございますか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 特になければ、事務局から何かありませんか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、ほかになければ、来月の定例会の日程ですが、10月17日が第3火曜日となりますが、決算審査特別委員会の日程と重なっておりますので、翌週の10月24日火曜日に開催したいのですが、委員の皆さん、ご都合よろしいでしょうか。時間は午後2時からということでよろしいでしょうか。場所につきましては、であえーる岩見沢4階の会議室2で行いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして第9回教育委員会定例会を終了させていただきます。

ご苦労さまでした。

午後2時40分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員